

名寄市公式 YouTube チャンネル運用ガイドライン

1 目的

この運用ガイドラインは、名寄市（以下、「本市」という。）が公式 YouTube チャンネル（以下、「当ユーチューブ」という。）を運用するにあたり、必要な事項を定めることを目的とします。

2 用語の定義

この運用ガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりです。

- (1) ユーチューブ 米国 YouTube 社が提供する動画共有サイトで、インターネット上で動画を公開することにより、不特定多数の利用者が動画を閲覧することができるサービスをいう。
- (2) チャンネル 本市がユーチューブ上に動画を投稿するページをいう。
- (3) 投稿 動画をユーチューブ上にアップロードすることをいう。
- (4) 公開 投稿した動画を利用者が閲覧できる状態にすることをいう。
- (5) コメント 公開した動画に対して視聴者が書き込むことのできる意見をいう。

3 アカウント情報

- (1) ソーシャルメディアサービス名 YouTube（ユーチューブ）
- (2) チャンネル名 名寄市公式チャンネル
- (3) URL <https://www.youtube.com/c/nayoro746>

4 運用主体

- (1) 当ユーチューブの運用主体は本市であり、アカウント及び動画の管理は秘書広報課が行います。
- (2) 公開する動画は、本市各課長の責任の下に担当職員及び動画制作受託業者等が作成します。

5 運用方法

当ユーチューブは、市政情報や市民生活に必要な情報等を発信するため、次のとおり運用します。

- (1) 公開する動画の内容
 - ア 本市の魅力を発信及び認知度向上に繋げる動画
 - イ 市内で開催されたイベント実施状況（新施設の開設など）

- (2) 原則として、開庁時間内（平日 8 時 45 分から 17 時 30 分まで。祝日、年末年始を除く。）に、必要に応じて投稿します。なお、この時間帯以外にも、必要に応じて投稿する場合があります。
- (3) コメント入力はできません。
- (4) 公開された動画や内容に関するご意見・お問い合わせには、ユーチューブ上では回答できません。お問い合わせについては、動画の作成課までご連絡ください。

6 免責事項

- (1) 本市は、動画の作成及び公開は細心の注意を払って行いますが、情報の正確性、完全性、有用性について保証するものではありません。
- (2) 本市は、利用者が当ユーチューブの情報をを用いて行う一切の行為について、一切の責任を負いません。
- (3) 本市は、利用者が当ユーチューブを利用した若しくは利用できなかったことにより生じたいかなる損害について、一切の責任を負いません。
- (4) 本市は、当ユーチューブの利用に関して、利用者若しくは利用者と第三者の間にトラブルや紛争が生じた場合であっても、一切の責任を負いません。
- (5) ユーチューブの利用方法、技術的な質問又はシステム状況等に関しては、一切お答えできません。
- (6) 本市は、予告なく運用ポリシーの変更や運用方法の見直し、又は中止をする場合があります。

7 知的財産権等

本市が公開した動画に関する個々の情報（文章・写真・イラストなど）の知的財産権（商標権、著作権等全ての権利）は、本市又は 原著作者者に帰属します。また、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

8 適用

この運用ガイドラインは、令和 3 年 12 月 6 日から適用します。